

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2015年度12回常任委員会 議事録

- 1 日時：2016年3月25日(金)午後4時～午後8時20分
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数7名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：木山 啓子

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：北川 裕久（関委員欠席につき代理）

経済界：斎藤 仁

学識経験者：石井 正子

代表理事：有馬 利男

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 関口 玲美

PWJ：山本 理夏

SCJ：吉田 克弥

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

4 第一部：審議事項

- (1) 第一号議案：第11回常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

（常任委員より、公式の議事録とは別に内部資料として詳細の議事録が必要であるとのコメントあり）

- (2) 第二号議案：助成上限解除の際の基本方針の内部規定について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

もう少し柔軟な運用が出来る様再検討すること。

- (3) 第三号議案：助成上限解除について(ADRA)

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (4) 第四号議案：助成カテゴリー資格の更新・変更手続きおよび条件解除について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

遠野まごころネットからの申請に関し、助成カテゴリー付与については保留とする。次期の財務諸表をもって再検討する。

- (5) 第五号議案：助成審査委員会規約の改定について
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。

5 第一部：協議事項

(1) JVOAD設立に向けたJPFの対応

事務局より、「JVOAD設立に向けたJPFの対応」について説明したところ、常任委員より理事会への上申はメリット/デメリット、リスク等を全て把握した上で経営判断を仰ぐことが必要であり、JVOADの役割等、論点を整理して次月度常任委員会へその内容を報告した上で理事会へ諮ること、とのコメントあり。

6 第一部：報告事項

(1) 財務状況の報告

事務局より、「2月度の財務状況」について報告した。

(2) 南スーダン次期プログラムに関する調査報告

ビコーズインスティテュート（株）清水様より、次期プログラム策定に関する調査結果報告がされた。

(3) 第4回理事会（3/3）の報告

事務局より、「第4回理事会（3/3開催）」の結果（2016年度事業計画案/2016年度収支予算案の承認）について報告した。

(4) 「Humanitarian Innovation Forum Japan 2016」（3/13）の報告

事務局より、「Humanitarian Innovation Forum Japan 2016(3/13:東北学院大学)」について報告した。

(5) ネパール地震1周年イベントの開催について

事務局より、「ネパール地震1周年イベント（4/23：上智大学）」の開催について報告した。

(6) 福島事務所の移設について

事務局より、「福島事務所の移設（福島市内）」について報告した。

(7) NGOユニット代表・副代表交代について

橋本委員より、4月からのNGOユニット代表・副代表の交代について報告した。

(8) 人事規程の制定、東京/東北事務所職員就業規則および給与規程の改定について

事務局より、「新人事制度進捗報告-2015年度まとめ」について報告した。

6 第二部：審議事項

(1) 第一号議案：イラク・シリア人道危機対応にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① SCJ：レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業（2016）（政府支援金）

条件付き承認。

- ・ログフレームの成果と目標値に関し、整合性を持った記載にすること。
- ・裨益者からの声のみならず、受け入れコミュニティからもどう受け止められているかも確認し、具体的な成果につき提示のこと。
- ・予算書の各費目の算出根拠について、わかりやすく記載のこと

- ② CCP：避難先コミュニティにおける食糧、保護・教育、医療支援を通じた子どものレジリエンス強化（政府支援金）

承認。

- ③ PWJ：イラク共和国北部（アルビル州、スレイマニヤ州）におけるシリア難民・IDP・ホストコミュニティに対する緊急人道支援（政府支援金）

条件付き承認。

- ・現地政府の逼迫した財政面を考慮し、建設業者との契約における瑕疵担保責任の行使期間について、6か月を目安に可能な範囲で延ばす。
- ・コンポーネント1（学校建設）において、助成審査委員会にて説明された幼稚園のニーズ、並びに幼稚園と学校の選定基準を明確にする。
- ・前期事業の成果に、給水設備の維持管理がどの様にクラスターにおいて実施されたのかを追記し、各コンポーネントの進捗状況を更新の上、遅延の理由について説明する。
- ・建設案件においては関係省庁からの承認レターを取り付ける。また、同一レターにおいて、該当省庁が完成後の運営と維持管理を行う旨を記載する。
- ・それぞれの事業地（避難民キャンプ・ホストコミュニティ）における給水網などの施設予定箇所を記載した地図を提出する。
- ・予算書のスタッフ人件費明細における人役の誤りを修正する。

- ④ PWJ：イラク共和国北部（ドホーク州）におけるシリア難民・国内避難民・ホストコミュニティに対する緊急人道支援（政府支援金）

条件付き承認。

- ・現地政府の逼迫した財政面を考慮し、建設業者との契約における瑕疵担保責任の行使期間について、6か月を目安に可能な範囲で延ばす。
- ・コンポーネント1（学校建設）において、助成審査委員会にて説明された幼稚園のニーズ、並びに幼稚園と学校の選定基準を明確にする。
- ・前期事業の成果に、給水設備の維持管理がどの様にクラスターにおいて実施されたのかを追記し、各コンポーネントの進捗状況を更新の上、遅延の理由について説明する。
- ・建設案件においては関係省庁からの承認レターを取り付ける。また、同一レターにおいて、該当省庁が完成後の運営と維持管理を行う旨を記載する。
- ・コンポーネント5（越夏支援）は、裨益者・対象地域の選定プロセス、および選定基準を明示する。
- ・新規で流入した避難民への物資配布に関する説明を申請書に追記する。
- ・予算書のスタッフ人件費明細における人役の誤りを修正する。

- ⑤ ADRA：レバノンにおけるシリア難民に対応する教育支援事業 第2期（政府支援金）

条件付き承認。

- ・コンポーネント1（ノンフォーマル教育）において、生徒個別の出席状況、習熟度につき把握につとめ、終了時の報告書に含めるとともに、右結果を次回以降の案件形成に反映させる。
- ・コンポーネント3（保護者支援）におけるレクリエーション活動の目的と目指すところ、および具体的な活動を明確にする。
- ・コンポーネント4（越冬支援）で使用されるEカードのモニタリング方法につき、適切

- なモニタリングがなされるよう詳細を検討し、事業開始後にJPF事務局に説明する。
- ・コンポーネント毎に事業対象地域を明記する。
 - ・レバノンにおける支援背景（都市難民）と本事業における留意点を明記する。

(2) 第二号議案：ネパール中部地震被災者支援2015にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① JAFS：被災地シンドゥパルチョーク郡の家屋再建支援事業（民間支援金）
承認。
- ② RJP：シンドゥパルチョーク郡及びカトマンズ郡郊外における新学期に向けた学用品配布事業（民間支援金）
不承認。
- ③ IVJ：ゴルカ郡タクマズラクリボット村コミュニティ支援プロジェクト（民間支援金）
条件付き承認。
 - ・現地行政の関わりについて、申請上に記載のこと。
 - ・ログフレームの成果と指標について整理して記載のこと。
- ④ SEEDS：学校防災の方針・計画策定ワークショップと防災ワークショップの実施（民間支援金）
不承認。

(3) 第三号議案：パレスチナ・ガザ人道支援2014にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① CCP：ガザ紛争後の長びく人道危機にある子ども・青少年・家族のレジリエンス強化（政府支援金）
条件付き承認。
 - ・コンポーネント③に関する説明は、実態に合わせ整合性のとれた記載内容（概要表、LF、事業内容説明、予算書）となるように修正すること。
 - ・コンポーネント③に関して、現行事業での具体的な活動実績を提出すること。
 - ・事業規模が拡大し、コンポーネントの活動が多岐に渡ることから、全体の管理方法・体制について追記し、説明すること。
- ② PWJ：ガザ地区における生活改善に向けたキャッシュ・フォー・ワーク(CfW)事業2期（政府支援金）
条件付き承認。
 - ・裨益者の選定基準について、選定の優先順位と算出方法についてどう点数化するかなどの具体的方法について記載のこと。
 - ・応募者データの取り扱いについて、提携団体との間で確実に取り決めを行い文書として残しておくこと。
 - ・活動終了時研修及びパンフレット作成について、対外的な事業の広報、情報発信である事を明記のこと。
- ③ NICCO：ガザ地区における灌漑用水のアクセス向上による農家の生計回復、及び学校における子供たちへの安全な水提供支援（政府支援金）
承認。

(4) 第四号議案：アフガニスタン人道支援プログラム2016にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① ADRA：バーミヤン州中央郡及びヤカウラン郡における教育環境整備事業
(政府支援金)

承認。

② JPF：モニタリング及び防災・災害能力強化事業（政府支援金）

承認。

(外務省よりフォローアップ事業について、JPF事務局が実施する意図を明確にし、詳細の内容につき、さらに説明の必要がある旨指摘があった。本件については、外務省と引き続き内容の調整をする。)

(5) 第五号議案：イエメン人道危機対応にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① ICAN：ジブチ共和国におけるイエメン難民子どもの保護事業（フェーズ2）
(政府支援金)

再提出。

② JPF：JPF事務局によるモニタリング・調整及び安全体制構築事業（政府支援金）

承認。

(安全対策にかかる申請書の表記については、外務省との調整の上、修正すること。)

8 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 「共に生きる」ファンド第26回&第27回収支報告書調査結果
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ JPF事務局審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ 終了報告書審議結果の報告

(2) 次回開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2016年度第1回常任委員会：2016年4月22日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2016年度第2回常任委員会：2016年5月20日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2016年度第3回常任委員会：2016年6月21日（火）16時より 麴町GN安田ビル4F

2016年度第4回常任委員会：2016年7月21日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2016年度第5回常任委員会：2016年8月25日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2016年度第6回常任委員会：2016年9月23日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上